

岩手県企業局管理規程第3号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

岩手県企業局長 中 里 裕 美

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務） 第2条の5 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員（第2条の3の2第1項の規定に基づき勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。 （1） <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</u>子のある職員が、当該子を養育すること。 （2） <u>小学校に就学している子のある職員であって、別に定めるものが、当該子を養育すること（前号に該当するものを除く。）。</u> （3） [略] （4） [略] 2 [略] （子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第2条の6 [略] 2 <u>3歳に満たない子</u>のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外に勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 [略] 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）にお	（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務） 第2条の5 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員（第2条の3の2第1項の規定に基づき勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。 （1） <u>小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子</u>のある職員が、当該子を養育すること。 （2） [略] （3） [略] 2 [略] （子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第2条の6 [略] 2 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外に勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 [略] 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）にお

いて常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	いて常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。